



相続税と その軽減対策について学ぶ

子孫に財産を残すべきか

皆さんは「子孫のために美田を残さず」という言葉をご存知でしょうか。これは、「財産をたくさん残すと、子や孫たちはそれに頼って努力しなくなるので、財産はできるだけ残さない方がよい」という戒めの言葉だそうです。

しかし、経済格差が問題となっている現代社会においては、子孫のために美田（相続財産）を残すことは、高齢世代の重要な責務になっているともいえます。

そこで今回は、この美田を残した場合に気になる相続税の仕組みと計算方法、軽減対策について理解を深めましょう。

相続税の目的と仕組み

人の死亡をきっかけとして、故人の財産

を配偶者や子供たちが受け継いだ時、この

「財産の移転」に着目して課税されるのが相続税です。家族の財産を受け継いだけなのに、なぜ税金がかかるのだろうかと首を傾げる方も多いかと思いますが、これには相続税の課税目的である「富の再配分機能」が関係しています。

少し乱暴な言い方になりますが、たまたま親が資産家で多額の遺産を手にして生活をしている人がいる一方で、親からの援助もなく自ら汗して働いている人がいるのは社会的に不平等であり、多額の遺産をもらった人からは税金を徴収して社会に還元しようということなのです。

次に相続税の仕組みですが、相続は被相続人が所有していた土地や現金といったプラスの財産だけでなく、被相続人の借入金などのマイナスの財産も基本的に引き継がなければなりません。したがって、プラスの財産からマイナスの財産を差し引いた正



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

相続税の課税状況

味の遺産総額を求め、その正味遺産総額が基礎控除額（課税の有無に関するボーダーライン）。具体的な金額の計算方法は次ページの【図表2】参照を超えた場合に、相続税がかかることとなります。言い換えれば、正味の遺産総額が基礎控除額以下であれば、相続税が課税されることはありません。

国税庁が発表した相続税の課税（申告）状況は【図表1】のとおりです。平成27年から基礎控除額が縮小された影響で、課税されるケースの割合は2倍近く増えています。それでも、全体からすれば1割に満たない割合です。

【図表1】相続税の課税状況

	平成 26 年	平成 27 年
死亡者数①	約127 万人	約129 万人
申告・納税数②	56,239 人	103,043 人
課税割合②/①	4.4 %	8.0 %

※ 法定相続人の数え方

配偶者は常に法定相続人となります。それ以外では子、父母や祖父母（父母が死亡している場合）などの直系尊属、兄弟姉妹の順で相続順位が決まっています。例えば、子がいれば配偶者と子が法定相続人となり、父母など相続順位が下の者は法定相続人にはなりません。したがって、後順位者は先順位者がいない場合にのみ法定相続人となります。なお、これはあくまで相続税計算のための法定相続人のことであり、実際の相続においては必ずしもこのように相続する必要はありません。

【図表2】 相続税の計算のステップ

基礎控除額の計算	
・法定相続人の数	{ <input type="text"/> 人 ……A
・基礎控除額	{ 3,000万円 + (600万円 × A) <input type="text"/> 万円 ……B

ステップ① 遺産の計算								
① 自宅の土地	<table border="1"> <tr> <td>路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m² × 20%</td> <td rowspan="2">合計</td> <td rowspan="2"><input type="text"/> 万円</td> </tr> <tr> <td>330m²以下の部分</td> </tr> <tr> <td>路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m² × 100%</td> <td>330m²超の部分</td> <td></td> </tr> </table>	路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m ² × 20%	合計	<input type="text"/> 万円	330m ² 以下の部分	路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m ² × 100%	330m ² 超の部分	
路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m ² × 20%	合計	<input type="text"/> 万円						
330m ² 以下の部分								
路線価 <input type="text"/> 万円 × <input type="text"/> m ² × 100%	330m ² 超の部分							
② 自宅の家屋 固定資産税評価額	<input type="text"/> 万円 × 1.0	<input type="text"/> 万円						
③ 現金預金		<input type="text"/> 万円						
④ 生命保険金 保険金	<input type="text"/> 万円 - (500万円 × A)	<input type="text"/> 万円						
⑤ その他の財産		<input type="text"/> 万円						
⑥ 債務・葬式費用		<input type="text"/> 万円						

ステップ② 遺産総額の計算			
各人が実際に取得した財産の価額（各人の課税価額）を計算する			
財産取得者	実際に取得した財産 (保険金の非課税金額控除後)	債務・葬式費用	各人の課税価格
<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	<input type="text"/> 万円	<input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
遺産総額 →		合計	<input type="text"/> 万円 ……C

ステップ③ 相続税の総額の計算			
相続税がかかるかどうかを判定する			
C-B	マイナス → 相続税はかからない プラス → <input type="text"/> 万円 ……D		
法定相続人	法定相続分	課税価格	算出税額
<input type="text"/>	D × () =	<input type="text"/> 万円	→ <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	D × () =	<input type="text"/> 万円	→ <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	D × () =	<input type="text"/> 万円	→ <input type="text"/> 万円
<input type="text"/>	D × () =	<input type="text"/> 万円	→ <input type="text"/> 万円
相続税の総額 ……E			<input type="text"/> 万円



ご不幸があったとしても、相続税が課税されるケースは全体の8%ほどですから、つい他人事のように思いがちですが、「うちは大丈夫」と思い込んでいる方に限って、実は課税のリスクが少なくないのが実情です。

そこで、わが家の相続税を計算してみよう。詳細な説明は紙幅の関係で省略しますが、【図表2】の相続税の計算のステップ①から③までに、概算で結構ですから金額を順を追って記入してみてください。

まず、わが家の「基礎控除額」を計算し、続いてステップ①から②で各相続人が取得した遺産の課税価格総額を計算します。

次にステップ③へ進み、相続税がかかるか、かからないかの判定をします。相続税額は各相続人がどのように遺産を取得したかではなく、民法の法定相続割合で相続が行われたとみなして税率を乗じて求めます。【図表3】に税率を含む「相続税の速算表」を示しておきますので、これを当てはめて計算してください。

さて、どうでしょうか。ざっくりですが、わが家の相続税のあらましをつかんでいたただけではないでしょうか。

【図表3】 相続税の速算表

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	なし
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

【図表4】 法定相続分の例

相続人	法定相続分
配偶者のみ	配偶者全部
配偶者と 子供2人	配偶者1/2、 子供1/4、子供1/4
配偶者と 両親	配偶者2/3、 父1/6、母1/6
配偶者と 兄弟	配偶者3/4、 兄1/8、弟1/8
子供のみ	子供の人数で等分
両親のみ	父1/2、母1/2
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹の人数で等分

相続税軽減対策のカンどころ

計算の結果、「やはり、わが家は相続税がかかるのか」と少々落胆している方に、ここからは相続税の軽減対策についてお話しすることにします。

まず、どのようにすれば相続税は軽減できるのでしようか。ここで、前ページで記入していただいた【図表2】 相続税の計算のステップからいくつかのポイントをピックアップしてみます。

「基礎控除額の計算」からは、法定相続人の数が増えることによって有利に作用することが分かります。また、「ステップ①」からは、所定の要件を満たすことによって、自宅の土地の評価が20%になりますから、評価額が5000万円の土地であっても、相続税が課税されるのは1000万円だけということが分かります。さらに、生命保険金についても法定相続人一人あたり500万

円の控除がありますから、相続人が4人いれば、2000万円の生命保険金には課税されないということになります。

次に、「ステップ②」からは、当然のことながら、不動産や現金預金などのプラスの財産が少ないほど、また債務が大きいほど有利になることが分かると思います。したがって、相続税軽減対策のポイントは、次のことが基本的な対策につながるわけです。

- ① 法定相続人を増やす。
- ② 自宅の評価を下げる。
- ③ 生命保険金を活用する。
- ④ プラスの財産を、生前贈与などによって減少させる。
- ⑤ マイナスの財産つまり借入金などの債務を増やす。

相続人を増やして相続税の軽減

【設例①】
被相続人 父（母はすでに他界）
相続人 長男と次男
相続財産 5億円
（うち生命保険金5000万円）

この設例で、例えば長男の妻を父の養子にすると、基礎控除額が600万円増え、また生命保険金の非課税枠も500万円増えます。さらには、各相続人の法定相続分がそれぞれ2分の1から3分の1に変わりますので相続税の税率が下がり、相続税額

の合計も減ります【図表4参照】。その結果、養子縁組による相続税の軽減効果は、2000万円を超えることになります。

一方、長男の嫁ではなく、孫と養子縁組をして相続人とすることで、財産を子供から一世代飛ばして孫に直接相続させる方法もあります。この場合には、親から子供へ相続する際の相続税と子供から孫へ相続する際の相続税を1回で済ませることができるといっわけです。ただし、孫への相続は「相続税の2割加算」の対象となりますので、注意してください。

このように養子縁組は大きな相続税軽減効果がありますが、「好事、魔多し」の諭えの通り、相続人の中で争いを招くこともあります。相続税を軽減するための養子縁組のつもりが、相続人となった長男の妻が相続分を主張したり、養子になった一部の孫だけが相続財産を取得したりと、親族間での不公平感を助長してしまい、結果として遺産分割争いに発展してしまうこともあるからです。

こうした争いを避けるためにも、実行するに先立って養子本人はもちろん他の相続人にも十分な説明をするとともに、遺言を併用するなど遺産分割対策も同時に検討しておく必要があります。

なお、民法上は養子の数に制限はありませんが、相続税を計算する上では、実子がいる場合には養子1人、実子がいない場合でも養子2人までしか法定相続人の数に加えることができませんので、この点にも注意が必要です。

【図表5】居住用宅地の相続税評価額の特例

相続する土地	自分の土地	
相続する人	・配偶者 ・同居親族（申告期限まで保有、居住） ・過去3年持ち家なしの別居親族（申告期限まで保有）	左記以外の人
評価減	80%減	適用なし
上限面積	330㎡	—
留意点	生計を一にしている親族が建物を所有している場合にも使える。 ※ただし、今年の税制改正で要件が厳格化された。	

居住用宅地の評価減額特例の活用

【設例②】
相続財産 土地200㎡
(㎡単価50万円)

相続財産が都心の一等地にある200㎡の自宅のみで、現金預金はそれほどなかったとします。この自宅の路線価が50万円/㎡であれば、相続税評価額は1億円となり、相続税を支払うためには自宅を手放すことも考えなければなりません。そこで、この自宅に相続人が引き続き居住できるように「居住用宅地については相続税評価額を

80%減額する」という特例が設けられます（ただし、330㎡まで）【図表5】。納税者にとって大きな特典ですから是非とも活用したいところですが、今年の税制改正で適用要件が少々厳しくなっていますので、詳細は専門家にご相談ください。

相続財産そのものを減らす

究極の相続税軽減対策は、相続税が課税される財産そのものを減らすことです。ここで、生前にすべての財産を相続人に贈与してしまおうと誰もが考えますが、そうは間屋が卸してくれません。贈与税の税率は、相続税の税率よりも割高に設定されており、基礎控除もわずかな金額（受贈者1人当たり年間110万円）しか用意されていないのはそのためです。

しかし、一生に一度、それもいつ起こるか分からない相続に対して、贈与は毎年計画的に実行できるものです。そこで、対策に充てる時間的余裕がある場合には、少額贈与を毎年コツコツと繰り返し行うことで、次世代により多くの財産を残すことも検討に値します。

【設例③】

- ・父の財産は3億円
- ・法定相続人は子供2人
- ・孫6人に10年間かけて、110万円ずつ贈与していく

【図表6】相続税軽減対策の効果

	何もしない	対策を実行
相続財産	30,000万円	23,400万円
生前贈与	0万円	6,600万円
財産合計	30,000万円	30,000万円
相続税	6,920万円	4,360万円
贈与税	0万円	0万円
税額合計	6,920万円	4,360万円
残せる財産	23,080万円	25,640万円
対策の効果	—	2,560万円

このケースですと、生前に6600万円の財産を孫達に贈与し、その結果、同額の相続財産が減少しています。10年間に他の財産の増減がないという仮定のもとですが、2500万円を超える相続税の軽減が可能になるというわけです【図表6】。

このように知恵と時間をかけることによって相続税の軽減は十分可能です。肝腎なのは、それをいつ決断するかです。決断は早いに越したことはありません。

「いつやりますか？」
「今でしょ！」

さて、次回はいよいよ最終回になります。相続税の軽減対策とセットで考えておくべき相続税の納税資金対策と相続後の諸手続きについてお話しします。